

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和４年６月１０日４北筑保第６２４号―６で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、審査請求人の主張どおりに新聞、テレビで報道された殺人事件が〇〇市内の精神科病院であったとして、当該精神科病院に関して実施機関が作成又は取得する「開設申請書、監督、指導、調査、事故報告等の全ての書類」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書については、その存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成１３年福岡県条例第５号。以下「条例」という。）第７条第１項第１号（個人情報）及び第２号（事業情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第９条（公文書の存否に関する情報）の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和４年５月２５日付けで、実施機関に対し、条例第６条第１項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和４年６月１０日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和４年６月２０日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和４年８月２４日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

- (1) ○○市内の精神科病院で患者同士の殺人事件が発生し、新聞テレビで大きく報道され、社会を震撼させた。その後間もなく精神科病院○○病院（○○市）で発生した傷害事件により、○○病院に長期入院中の患者（以下「被害患者」という。）が○○市内の別の病院に救急搬送され、その後退院し○○病院に再入院した。

審査請求人は、被害患者の成年後見を行っている。審査請求人は、傷害事件の発生を受け、実施機関に対し、○○病院の安全管理体制の監督指導を要請した。

- (2) 被害患者は、事件により心身に多大な被害を受けるとともに、他院に一時的に転院せざるを得ず金銭面でも被害を受けたが、○○病院からは、審査請求人に対して、事件発生に至る経緯及び入院患者に対する安全配慮等の無過失説明がなかった。
- (3) ○○市内には○つの精神科病院がある。○○市の精神科病院で極めて短期間で入院患者同士の殺人や傷害といった凶悪事件などの重大社会事件が発生した。これら相次ぐ重大社会事件に対して、監督官庁の指導監督責任は重大であり、今後の精神科病院における同類事件の予防策や安全策の指導を徹底することは当然の責務である。
- (4) このため、実施機関に、精神科病院に対する医療法及び同法施行規則並びに精神保健福祉法の各法令規定に基づく精神科病院体制に関する情報開示を求めたが、実施機関は、条例7条第1項第1号及び第2号により非開示とした。これは被害患者への重大な人権侵害である。被害患者は既に7年以上も○○病院に入院しており、今後も引き続き入院を余儀なくされる蓋然性は高い。さらに市内の別の精神科病院に転院する可能性もあることから、この精神科病院における凶悪事件を、二度と起こしてはならず、情報開示をしないとの処分を取り消しを求める。

5 実施機関の説明要旨

(1) 本件請求について

本件請求は、○○市内の特定の精神科病院で殺人事件があったことを前提として開示請求がなされており、○○市内で開設されている精神科病院は○施設であることから、仮に審査請求人の主張するような殺人事件が発生したとして、本件請求に係る対象文書の存在を明らかにした場合、いずれの病院

において殺人事件が発生したかが明らかになるものである。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

ア 本件請求では、特定の病院に係る事故報告書等の開示が求められているが、一般的に病院から提出される事故報告書には、事故の詳細な内容や事故に関連する個人（事故の被害者や加害者、関係者等）の氏名、事故に対する対応及び経過報告等、事故に関する具体的な内容が記載されるものであり、当然に特定の個人を識別できる情報を含むものである。また、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、事故に関連する個人の権利利益を害するおそれがある情報となる。

イ 病院からの事故報告書は、任意で提出されるものであるため、必ずしも文書が存在するとは限らない。

また、仮に事故報告書の提出があったとしても、上記アのとおり、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、事故に関連する個人の権利利益を害するおそれがある情報となる。

そのため、仮に〇〇市内の特定の精神科病院において殺人事件があったとした場合、本件請求に係る文書の存否を答えることは、条例第7条第1項第1号に該当するものである。

(3) 条例第7条第1項第2号の該当性について

ア 本件請求では、特定の病院に係る公文書の開示が求められているが、一般的に殺人事件といった重大な案件が発生した病院として公にされることとなると、当該病院のみならず、勤務する医療従事者や患者等の関係者にも風評による不安感が生じることとなり、病院の適正な運営、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

イ したがって、仮に〇〇市内の特定の精神科病院において殺人事件があったとした場合、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、条例第7条第1項第2号に規定する非開示情報を開示するものである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求の理由として被害患者の人権侵害を主張するが、審査請求人が指す殺人事件と被害患者との関わりが、審査請求書及び反論書では確認できず、本件決定が被害患者の人権を侵害しているとは考えられない。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の性格及び内容

ア 事故報告について

(7) 医療法第6条の10に基づく医療事故の報告

病院の管理者は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10の規定により、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより遅滞なく、当該事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を、医療事故調査・支援センターに報告しなければならないこととされている。

(4) 精神科病院における事故報告

精神科病院における医療事故以外の事故報告（以下「事故報告」という。）については、医療事故の報告とは異なり、「精神科病院における指導監督等について」（平成10年10月2日障第589号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）により、都道府県知事及び指定都市市長は、管下の精神科病院の管理者に対して、入院患者の処遇などに関する事件事故が発生した場合、速やかに報告するよう周知徹底を求められている。

事故報告については、実施機関が定める「精神障がいのある人の入院等に係る事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）の中で、精神科病院の管理者は、入院患者に係る事故が発生したときは、直ちに最寄りの保健福祉（環境）事務所に報告することとされており、保健福祉（環境）事務所は、「入院患者事故報告書（様式第18号）」の提出を求めるとともに、必要に応じて立入調査を行うこととされている。ただし、事故報告は、医療法に規定する上記(7)の報告とは異なり、法的拘束力はない。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 条例第9条の趣旨

本条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを規定している。

例えば、特定の個人の氏名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非開示情報に該当するので、非開示であると答えるだけで当該個人の病歴の存在が明らかになってしまい、非開示情報を開示した場合と同様に、特定の個人を

識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害することとなる場合がある。

このような一定の場合に、対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることとするものである。

イ 本件文書の存否応答拒否の適否について

実施機関は、〇〇市内の特定の精神科病院で殺人事件があったことを前提として開示請求がなされており、〇〇市内で開設されている精神科病院は〇施設であることから、仮に審査請求人の主張するような殺人事件が発生し、実施機関に事故報告がなされていた場合、本件請求に係る対象文書の存在を明らかにすることで、〇〇市の特定の精神科病院において殺人事件が発生したことが明らかになり、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号及び第2号に規定する非開示情報を開示することとなる旨を主張している。

よって、条例第7条第1項第1号及び第2号の該当性について、個別に検討する。

(7) 条例第7条第1項第1号該当性について

精神科病院において入院中の者に係る事故が発生した場合、事務処理要領によれば、入院患者事故報告書を速やかに最寄りの保健福祉環境事務所に提出することとされ、当該報告書の様式には、患者の住所、氏名等の個人情報、事故発生日時、事故発生場所、事故概要及び警察署への届出に係る記入欄が設けられている。

そうすると、仮に審査請求人の主張するような殺人事件が発生し、実施機関に事故報告がなされていた場合、事故の詳細な内容や事故に関連する個人（事故の被害者や加害者、関係者等）の氏名、事故に対する対応及び経過報告等、事故に関する具体的な内容が記載されることが容易に想定され、当該記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、本件文書の存否を明らかにするだけで、〇〇市の特定の精神科病院において事故が発生したことが明らかになるものであり、一般的には、特定の個人を識別できないとしても、事情を知る特定の者には、個人が識別されることにより、なお事故の被害者や加害者、関係者等の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(イ) 条例第7条第1項第2号該当性について

実施機関は、条例第7条第1項第2号にも該当する旨説明しているが、(7)のとおり、同項第1号に該当すると認められることから、本号の該

当性について改めて判断するまでもない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張をしているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。